

給付年金コーナー

年金を受けている方が亡くなったとき

年金を受けている方が亡くなると、年金を受ける権利がなくなるため、「受給権者死亡届（報告書）」の提出が必要です。

※日本年金機構に個人番号（マイナンバー）が収録されている方は、原則として、「受給権者死亡届（報告書）」を省略できます。

また、年金を受けている方が亡くなったときにまだ受けとっていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受けとることが出来ます。

【未支給年金を受けとれる順位】

- (1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 兄弟姉妹
(7) その他 (1)～(6) 以外の3親等内の親族

※亡くなった方に一定の条件が当てはまる遺族が居る場合、遺族年金等を受け取ることが出来ます。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

税務署からのお知らせ 消費税インボイス制度説明会のご案内

◇消費税のインボイス制度説明会を次のとおり開催します。

会場 秩父税務署 1階会議室

開催日 令和4年10月25日(火)、10月26日(水)、11月29日(火)、11月30日(水)
12月20日(火)、12月21日(水)

開催時間 各日の午前10時から11時まで（1時間）、午後2時から3時まで（1時間）

対象者 「午前の部」：全ての事業者の方向け 「午後の部」：消費税の基本的な仕組みから知りたい方向け

定員 各回24名（事前登録制）

その他 新型コロナウイルス感染症の感染状況等により説明会の開催を延期又は中止する場合があります。
来場に当たっては、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

問合せ 秩父税務署 法人課税部門 ☎22・4433 内線42

令和6年基準年度固定資産税評価替えに伴う現地調査実施について

令和6年度固定資産税評価替えに向け、町内全域の現地調査を実施します。町から委託を受けた業者が、町内の現地調査を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、本業務に係る調査員につきましては、町の発行した身分証明書を携帯して現地調査を行っています。

1. **業務委託名** 固定資産税基礎資料作成業務委託
2. **受託業者** 株式会社パスコ
3. **調査期間** 令和4年8月3日から令和5年3月24日まで

問合せ 税務会計課 課税（資産税）担当 ☎66・3111 内線113

9月の納期

●国民健康保険税

■普通徴収（第3期分）

●後期高齢者医療保険料

■普通徴収（第3期分）

●介護保険料

■普通徴収（第3期分）

納期限は9月30日(金)です。口座振替の場合は9月26日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

国民健康保険税 税務会計課課税担当 内線112
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123
介護保険料 健康福祉課介護保険担当 内線124